

地区計画の区域内における行為の届出について

■届出が必要な行為について

「地区整備計画」区域内で、下記の表に示すような行為を行う場合には、事前に「届出」が必要です。建築確認申請の前で、かつ工事着手の30日前までに届出をして下さい。

届出を必要とする行為	届出が必要な区域
1. 土地の区画形質の変更 (切土・盛土、道路の築造など)	地区整備計画区域内の全域
2. 建築物の建築、工作物の建設 (建築物の新築・増改築、門・塀及び擁壁等の築造、看板等の工作物の建設、垣又はさくの設置など)	地区整備計画区域内の全域 (垣又はさくの設置は谷中地区の地区整備計画区域内のみ)
3. 建築物等の用途の変更	地区計画において建築物等の用途の制限が定められている区域
4. 建築物等の形態又は色彩その他の意匠の変更 (建築物の色彩の変更、看板の取替えなど)	地区計画において建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限が定められている区域

届出された行為が地区計画の内容に適合しているか審査を行います。適合していない場合は、地区計画に適合するよう勧告します。

また、届出された行為に変更が生じる場合は、その変更に係る工事着手の30日前までに届出をして下さい。なお、建築確認申請が必要な場合は、その申請前に届出をして下さい。

届出先、及びお問い合わせ先は下記の通りです。

○東上野四・五丁目地区 御徒町駅周辺地区 秋葉原地区 に関して

台東区 都市づくり部 地域整備第一課 台東区役所 5階⑤窓口
TEL(03)5246-1368(ダイヤル・イン)

○浅草六区地区 に関して

台東区 都市づくり部 地域整備第二課 台東区役所 5階⑥窓口
TEL(03)5246-1366(ダイヤル・イン)

○谷中地区 に関して

台東区 都市づくり部 地域整備第三課 台東区役所 5階⑦窓口
TEL(03)5246-1365(ダイヤル・イン)

■届出に必要な書類等について

1. 地区計画の区域内における行為の届出書 2部（正副1部ずつ）

2. 届出に必要な添付図書

届出書に、**案内図**と行為に応じて下表の図書を添付して下さい。

行為の種別	図面	縮尺	備考
土地の区画形質の変更	区域図	1/1,000 以上	当該行為を行う土地の区域、当該区域内及び、その周辺の公共施設の状況等を表示
	設計図	1/100 以上	
建築物の建築	配置図	1/100 以上	敷地内における建築物等の位置等を表示
工作物の建設	平面図	1/100 以上	各階のもの（工作物の場合は不要）
建築物等の用途の変更	立面図	1/100 以上	二面以上とし、着色及び色相等を表示
垣又はさくの設置	断面図	1/100 以上	二面以上
建築物等の形態又は色彩その他の意匠の変更	配置図	1/100 以上	敷地内における建築物等の位置等を表示
	立面図	1/100 以上	二面以上とし、着色及び色相等を表示

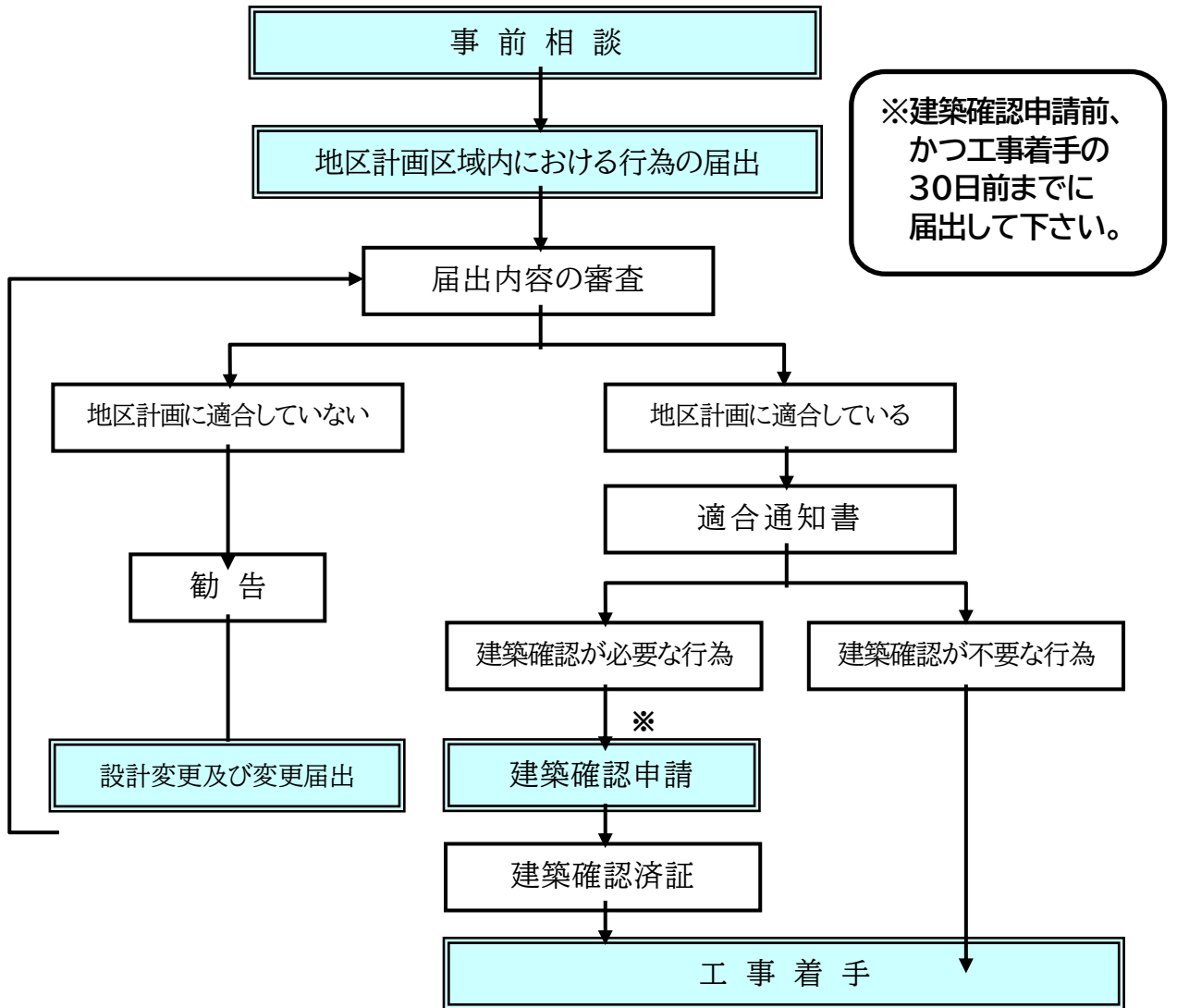
※ その他、必要に応じて図面等を提出頂く場合があります。


※ 届出の内容に変更があるときは、変更の届出及び変更内容に関連する図書を提出して下さい。

※ 代理人(設計者等)が届出を行う場合は、委任状が必要です。

(委任状には届出者の押印が必要です。)

■手続きの流れについて(事前相談から工事着手まで)



 …申請者が行う手続等

※浅草六区地区及び谷中地区で道路斜線制限等の緩和を受ける場合は、建築確認申請前に認定申請の手続きが必要です。詳細は、建築課にお問合せ下さい。

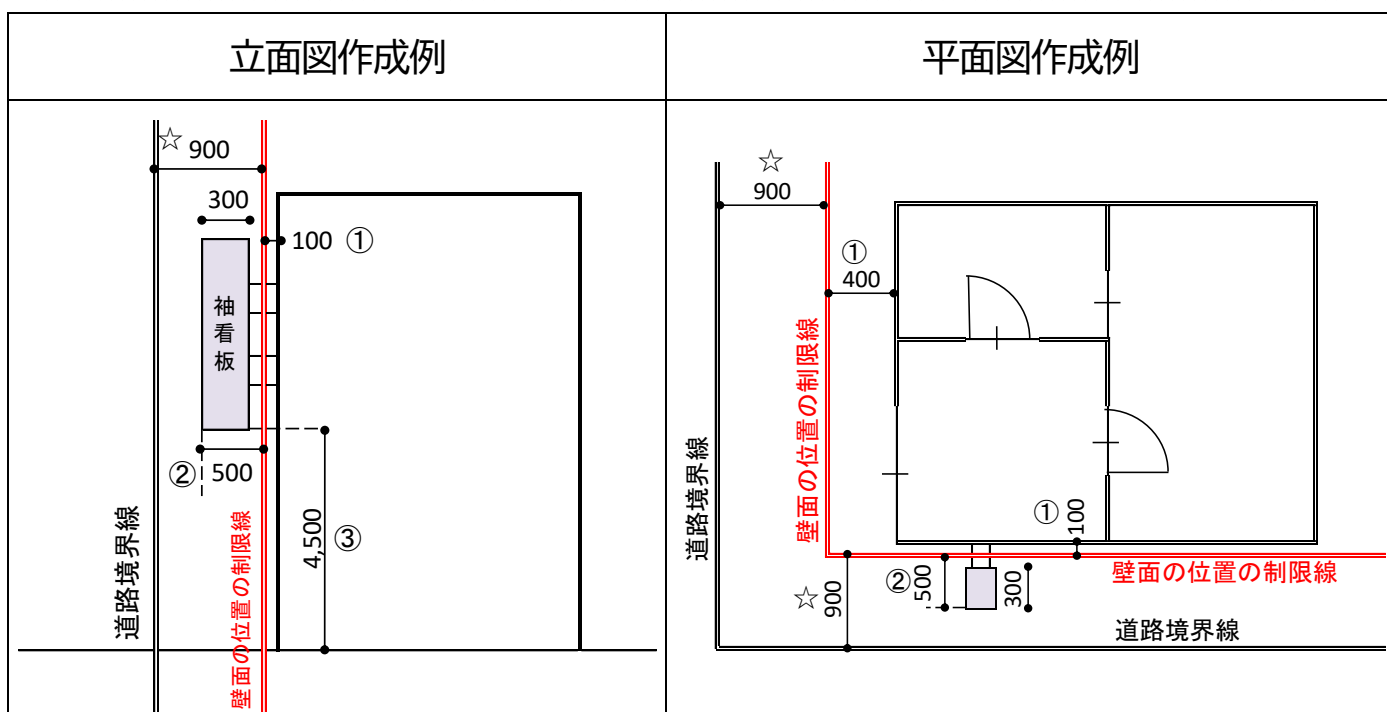
地区計画の届出一図面作成に関する注意点

○必要な書類は「届出に必要な添付図書」一覧表をご覧ください

- ・届出の図面は「縮尺100分の1」の指定がありますので、それに合わせた用紙サイズをご用意ください。協議用の図面はA3版(縮尺は200分の1など、自由です)で結構です。
- ・立面図はカラー印刷でご用意の上、マンセル値を記載してください。
- ・屋外広告物の届出の場合は、配置図や平面図上で配置箇所を示してください。

○その他必要書類

- ・景観事前協議を行った場合は、景観事前協議終了印が押された協議書(副本)の写しをご用意ください。(地区計画の適合通知書の受け渡しまでに提出してください)



*道路境界線から壁面の位置の制限までの空間(壁面後退区域)には、原則、建築物及び工作物は設置できません。(ただし書きを適用するものを除く)
壁面後退区域に建築物及び工作物が突出していないことがはっきり分かるように、①「壁面の位置の制限線から建築物の壁面等までの距離」を記載してください。

*また、ただし書きを適用し、壁面後退区域に建築物及び工作物を設置する場合は、②「壁面の位置の制限からの突出幅」や③「道路路面からの高さ」を記載してください。

☆上記の図の数値はあくまで一例で、壁面後退距離は数種類ございます。また、大規模建築物においてはこの他に規制がかかることもありますので、必ず担当者へご確認ください。

- 東上野四・五丁目地区 御徒町駅周辺地区 に関して
地域整備第一課 TEL(03)5246-1368(ダイヤル・イン)
- 浅草六区地区に関して
地域整備第二課 TEL(03)5246-1366(ダイヤル・イン)
- 谷中地区に関して
地域整備第三課 TEL(03)5246-1365(ダイヤル・イン)